暫定的労働協約

Y 株式会社（以下「Y」という。）と〇〇ユニオン X（以下「X」という。）は、本労働協約を締結するまで、次のとおり暫定的労働協約を締結する。

第１章　総　　則

第１条（目的）

この協約は、労働者の団結権、団体交渉権および団体行動権を会社、組合ともに確認し、組合員および会社の雇用するすべての従業員の生活の安定と向上をはかることを目的とする。

第２条（労使関係の基礎）

会社と組合は、適正な労働条件を基礎とした相互信頼に基づく労使関係を確立することをここに確認する。

第３条（協約の優先）

この協約は、就業規則その他会社が制定する諸制度または会社と社員間におけるすべての協約に優先する。

第４条（協約の適用範囲）

この協約は、会社、組合および組合員に適用する。ただし、非組合員に対しては、この協約に準じて行うものとする。

第５条（団体交渉の主体）

会社は､組合が社員の労働条件の決定に対する唯一団体交渉の相手方と認め、交渉は組合および組合の委任を受けた者とのみ行う。

第６条（組合に関連のある事項）

会社は、組合員の労働条件の変更、合併、分割、事業の縮小および休廃止、長期休業、操業短縮、経営の譲渡、重大な資産の処分、会社更生または破産の申立て、機構改正、解散などで、組合員に影響を及ぼす事項について、組合と事前に協議し、この後これを行う。

第２章　組合活動

第７条（組合活動の自由）

会社は、組合員の組合活動の自由を確認し、組合活動をしたことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

第８条（掲示板の設置）

会社は、会社構内に組合専用掲示板を設置することを認める。ただし、設置場所については会社と組合の協議による。

第９条（文書の配布）

組合は、会社構内および施設内において組合活動に必要なパンフレット、新聞、情報等を配布することができる。

第３条　団体交渉

第１０条（団体交渉の申入れ）

会社は、組合より団体交渉の申入れを受けたときは、７日以内にこれに応じなければならない。

第１１条（団体交渉事項）

団体交渉の事項となるのは、従業員の労働条件、その他従業員の待遇に関する事項、ならびにこれに関する一切の事項とする。

第１２条（議事録）

団体交渉においては、会社、組合双方により幹事各１名を任命し、議事録を作成する。議事録には、双方代表者が記名、捺印する。

第１３条（協定書の作成）

団体交渉において決定した事項は、協定書を作成し、会社、組合双方の代表者が署名もしくは記名、捺印しなければならない。

年　月　日

Y 株式会社

代表取締役　○○○○　印

○○ユニオン X

執行委員長　○○○○　印